

新潟県鳥獣被害対策本部設置要綱

(目的)

第1条 野生鳥獣の生息域が拡大し、人里に出没するなど、鳥獣被害対策が重要な課題となっている。

鳥獣被害対策は被害防止対策、個体数管理、生息環境整備など、多岐にわたることから、新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例（平成26年新潟県条例第98号）（以下、「条例」という。）の規定に基づき、関係部局が連携を図り、管理及び有効活用の取組を進めるため、新潟県鳥獣被害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 本部は、別表に掲げる職にある者で構成する。

2 本部長は、副知事をもって充てる。

3 本部の構成員は、必要に応じ追加することができるものとする。

(会議)

第3条 会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて会議に本部員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(協議事項)

第4条 本部は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議するものとする。

(1) 条例第9条の規定に基づく施策の取組方針及び施策の状況について

(2) その他必要な事項

2 前項の協議にあたっては、必要に応じて新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会の意見を聞くこととする。

3 本部は、毎年度、条例第11条の規定に基づき、条例第9条に規定する施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(事務局)

第5条 本部の事務局は、鳥獣被害対策支援センターが当たる。

(鳥獣被害対策チーム)

第6条 地域振興局毎に設置する鳥獣被害対策チーム（以下、「対策チーム」という。）は、第4条に定める取組方針に基づき、農林水産業被害防止及び人身被害防止の取組を推進する。

(鳥獣被害対策連絡会議)

第7条 鳥獣被害対策支援センターと鳥獣被害対策チームからなる鳥獣被害対策連絡会議を設置し、第4条に定める取組方針を踏まえ、各地域における効果的な鳥獣被害対策の推進に向け、必要な協議・調整を行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則（平成26年12月1日 環企第722号、農園第549号）

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成29年6月8日 環企第330号、農園第205号）

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

附 則（令和2年6月11日 鳥獣対第7号）

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

附 則（令和4年3月30日 鳥獣対第30号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（本部構成員）

副知事

環境局長

農林水産部長

防災局長

県警本部生活安全部長、地域部長